

# 虐待防止指針

特定非営利活動法人 高知ダルク  
自立訓練(生活訓練)インテグレーション

## 1. 施設における虐待防止に関する基本的考え方

当施設では、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、障害者虐待の防止とともに障害者虐待の早期発見・早期対応に努め、障害者虐待に該当する次の行為のいずれもけっして行わない。

① 身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投棄によって身体の動きを抑制する行為。 (具体的な例) <ul style="list-style-type: none"><li>平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどや打撲をさせる、身体拘束、医療的必要性に基づかない投棄によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど</li></ul>
② 性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心かの同意かどうかを見極める必要がある) (具体的な例) <ul style="list-style-type: none"><li>性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする、本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する、わいせつな映像を見せる</li></ul>
③ ネグレクト(放置・放棄)	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化し、又は不当に保持しないこと。 (具体的な例) <ul style="list-style-type: none"><li>食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している、あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題、室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる、病気や怪我をしても受診させない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない、制限する、同居人による身体的虐待や性的虐待や心理的虐待を放置する</li></ul>
④ 心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること (具体的な例) <ul style="list-style-type: none"><li>「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする、話しかけているのに意図的に無視する</li></ul>
⑤ 人格的虐待	理由のない身体的拘束、無断でプライバシー侵害を行なうこと
⑥ 経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

	<p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分や運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さない</li> </ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 虐待防止責任者の選任

虐待防止責任者は事業所のサービス管理責任者の中から管理者が選任する。虐待防止責任者は、県や市、社会福祉協議会等が開催する、虐待防止・権利擁護の研修を年に1度以上受講し、法人内における虐待防止の取り組みの牽引役となるように努める。

## 3. 虐待防止委員会に関する事項

- 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会（以下 委員会）」を設置する。なお、本委員会の運営責任者は当法人理事長とし、本委員会の構成員は、虐待防止責任者、理事長、各事業所の管理者・サービス管理責任者とする。
- 身体拘束適正化委員会を一体的に開催する。
- 委員会は年に1回開催する。
- 委員会は虐待防止のための計画の策定をする
- 職員への虐待防止研修を実施する
- 労働環境・条件を確認・改善するための実施計画を作成する
- 虐待防止のための指針を作成する
- 委員会は従業者らから報告のあった虐待や不適切な対応事例について、状況分析をし、再発防止策・検討結果を従業者へ周知徹底をし、その結果の検証を行う。

## 4. 虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

- 虐待防止委員会が作成したプログラムに添って、定期的(年1回以上)実施する。
- 虐待防止責任者は研修の実施記録・報告書を作成し保管する。
- 研修対象者は職員全員である。
- 虐待防止指針の周知徹底を行う。

## 5. 虐待またはその疑い(以下虐待等)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 虐待等が発生した場合には、法令や緊急時対応マニュアル等に則り、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。
- また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

## 6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、速やかに虐待防止責任者に報告をする。
- 虐待防止責任者は虐待防止委員へ報告をする。
- 必要に応じて、管理者、法人役員が関係機関、地域住民やマスコミ等に対して説明し、報告を行う。

## 7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内

するなどの支援を行う。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

## 9. 指針の公開

利用者等はいつでも本指針を閲覧することができる。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に掲示するとともに、当法人のウェブサイトにおいても掲載をする。

## 10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止等のための職員研修のほか、関連機関等で開催される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附則 令和4年10月11日 施行